

## 関税評価に関する取扱事例について

	改正	改正
〔財関第 876 号〕	〔財関第 318 号〕	〔財関第 318 号〕
〔平 19. 6. 26〕	〔平 26. 3. 31〕	〔平 26. 3. 31〕
改正	改正	改正
〔財関第 639 号〕	〔財関第 702 号〕	〔財関第 702 号〕
〔平 23. 6. 2〕	〔平 27. 6. 30〕	〔平 27. 6. 30〕
改正	改正	改正
〔財関第 746 号〕	〔財関第 465 号〕	〔財関第 465 号〕
〔平 23. 6. 30〕	〔平 30. 3. 31〕	〔平 30. 3. 31〕
改正	改正	改正
〔財関第 310 号〕	〔財関第 262 号〕	〔財関第 262 号〕
〔平 25. 3. 30〕	〔令 3. 3. 31〕	〔令 3. 3. 31〕

標記のことについて、WCO関税評価技術委員会の採択文書を参考として別紙のとおり取りまとめたので、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。なお、本通達の実施に伴い、「課税価格に含まれる特許権等の対価の取扱事例について」（平成18年6月14日財関第722号）及び「課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用」及び「課税価格に含まれる売手帰属収益」の取扱事例について」（平成18年10月12日財関第1247号）は、廃止する。